

●文中の「SC」はサービスセンターの略



## ご協力ください 千秋公園さくらファンド

千秋公園内にある約700本の桜は最盛期を過ぎ、花付きの衰えが目立つようになってきたことから、「千秋公園さくらファンド」で募金を募り、桜の植え替えや樹勢回復を行っています。

これまで約2千500万円の寄付をいただいておりますが、引き続きみなさまのご協力をお願いします。

### ■寄付の方法

①寄付申込書：公園課にご連絡いただければお送りします。ホームページからダウンロードもできます

〈広報ID番号10007346〉

②秋田市電子申請・届出サービスからの申し込み

〈広報ID番号10002695〉

③千秋公園さくらファンドの募金箱の設置場所：千秋公園売店、市役所本庁舎、駅東SC、秋田駅舎内観光案内所、民俗芸能伝承館、にぎわい交流館など

### ●問い合わせ

公園課 ☎(888)5753

## 緑の募金にご協力ください



緑の募金は、4月10日(金)から5月31日(日)まで行っています。募金の一部は、緑豊かで美しいまちづくりに活用されます。ぜひご協力ください。募金方法については、お問い合わせください。

### ●問い合わせ

秋田市緑化推進委員会(秋田市総合振興公社内)

☎(829)0221

## 高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種

肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があります。この予防接種は、法律上の義務はなく、本人の希望で接種するものです。対象のかたは、接種をご検討ください。

**対象** 秋田市に住民票があり、これまで一度もワクチンを接種したことがない、次の①か②に該当するかた(未接種であることを、ご家族

やかかりつけ医などにご確認ください)

### ①次の年齢のかた：( )内は生年月日の期間( S ≡ 昭和 T ≡ 大正 )

- ・65歳(S30.4.2 ~ S31.4.1生)
- ・70歳(S25.4.2 ~ S26.4.1生)
- ・75歳(S20.4.2 ~ S21.4.1生)
- ・80歳(S15.4.2 ~ S16.4.1生)
- ・85歳(S10.4.2 ~ S11.4.1生)
- ・90歳(S5.4.2 ~ S6.4.1生)
- ・95歳(T14.4.2 ~ T15.4.1生)
- ・100歳(T9.4.2 ~ T10.4.1生)

◆対象者には、4月中旬にお知らせのがきをお送りします。はがきが届いたかたでも、今までのこのワクチンを任意で接種したことがあるかたは対象外です

### ②接種日に65、64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト

免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた

◆接種の際、身体障害者手帳の写し(氏名、障がい名、等級が分かる部分)をお持ちください

### 接種期限 来年3月31日(水)

**接種料金(自己負担額)** 接種料金は医療機関で異なります。個別にお問い合わせください

・課税世帯のかた：医療機関が定める接種料金から市助成額(5千232円)を差し引いた額

・非課税世帯のかた(世帯全員が非

課税)：医療機関が定める接種料金から市助成額(6千232円)を差し引いた額

・生活保護世帯など：無料

**接種できる医療機関** 市と契約した医療機関。予約が必要な場合もありますので、直接医療機関へお問い合わせください

**持ち物** 4月中旬に秋田市から送られるお知らせのがきと、それぞれ次のものが要です

- ・課税世帯のかた：健康保険証
- ・非課税世帯のかた：健康保険証と直近の所得・課税証明書
- ・生活保護世帯のかた：医療のしおり

「所得・課税証明書」は予防接種に必要と伝えると発行手数料が無料です。健康保険証など、本人確認ができる書類を持って、次の窓口へお越しください。

**窓口** 市役所1階総合窓口、市役所2階市民税課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内大正寺の各連絡所

\* 予防接種の対象要件に該当するかたで、東日本大震災による原発避難者特例法に基づく指定市町村から秋田市へ避難しているかたは接種券が必要です。

### ●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179



## 民間団体が行う自発的な活動に補助します

①②とも申請は4月30日(木)まで。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

①高齢者や障がい者、児童などを対象に、民間団体が自発的に行う活動に助成します

対象事業▶在宅福祉などの普及・向上を目的とする活動、健康・生きがいづくり推進事業、ボランティア活動を活性化する事業など  
補助上限額▶新規30万円、2年目20万円、3年目10万円  
申し込み▶市役所2階福祉総務課地

域福祉推進室にある「申請の手引」に従ってお申し込みください。市ホームページからダウンロードもできます

＜広報ID番号1005104＞

●問い合わせ 福祉総務課地域福祉推進室 ☎(888)5661

②障がいのあるかたやその家族などからなる団体が自発的に行う活動に助成します

対象事業▶団体が地域で行う、情報交換のできる交流会や孤立防止のための見守り活動など、共生社会の実現に向けた活動  
補助上限額▶30万円  
申し込み▶市役所1階障がい福祉課

にある「申請の手引」に従ってお申し込みください。市ホームページからダウンロードもできます

＜広報ID番号1023898＞

●問い合わせ 障がい福祉課 ☎(888)5663 FAX(888)5664

## コンポスター購入費を補助します



生ごみを堆肥にする容器(コンポスター)の購入費を補助します。ご希望のかたは、購入前に必ず申請してください。申請の際、印鑑が必要です。  
対象(次のすべてを満たすかた)

▶市内に住所があり、現に居住している個人世帯の代表

▶補助対象容器を設置できる場所を確保し、良好な状態で適正に維持管理できる

▶生成される堆肥を自らの責任で有効に活用できる

▶登録販売店から容器を購入し、市が行う使用状況調査などに協力できる

\*平成28年度以降、補助制度を利用し、すでに2基購入したかたは対象外ですが、平成27年度にこの制度を利用し、購入日から5年経過した場合は、再度補助が受けられます。

### 補助額

購入費の2分の1。1基につき上限3千円(税込)で、5年間で1世帯2基まで補助します

### 申請方法

左記の受付窓口にある申請書でお申し込みください。窓口での受け付けは12月28日(月)まで、郵送での受け付けは12月31日(木)までです  
受付窓口

市役所3階環境都市推進課、各市民SC(中央・南部別館を除く)、岩見三内・大正寺の各連絡所

：申請受付後、市から補助事業利用証明書、委任状、登録販売店一覧表などをお送りします

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5708

## 秋田市への寄付ありがとうございます



3月10日に行った贈呈式で。左から一般社団法人秋田県建築士事務所協会中央支部の渡邊啓宇支部長、穂積市長、同協会中央支部の徳光富久理事

市の福祉に役立てほしいと、一般社団法人秋田県建築士事務所協会中央支部から5万円の寄付をいただきました。ありがとうございました。福祉総務課 ☎(888)5657

## エイジフレンドリーシティ行動計画が最優秀賞を受賞!



一般社団法人日本計画行政学会主催の「第18回日本計画行政学会計画賞」で、秋田市の「エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の実現を目指した行動計画の策定について」が最優秀賞を受賞しました。

この賞は、全国の優れた計画を発掘し、社会全体の計画能力の向上を図ろうとするもので、秋田市の計画は、さまざまな年代、立場のかたの意見を取り入れた点などが評価されました。詳しくは、下記ホームページからご覧ください。

長寿福祉課 ☎(888)5666

[http://www.japanpa.jp/prize\\_epa/past-plans.html](http://www.japanpa.jp/prize_epa/past-plans.html)